

茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付事業審査委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助要綱（平成27年4月1日実施）に基づき市が補助金を交付する事業（第2において「補助金交付事業」という。）の審査を適正に行うため、茨木市高齢者いきがいワーカーズ支援事業補助金交付事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 補助金交付事業の審査基準について検討を行うこと。
- (2) 補助金交付事業を審査すること。
- (3) その他補助金交付事業の審査に関すること。

(組織)

第3 審査委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 福祉部長
- (2) 福祉部地域福祉課長
- (3) 市民文化部共創推進課長
- (4) 審査を行う補助金交付事業に関係する課の所属長であって、あらかじめ福祉部長が指名する者

(委員長等)

第4 審査委員会に委員長を置き、委員長は福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 審査委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、審査委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から実施し、令和5年4月1日から適用する。